大規模建築物及び事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置について

（再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の作成要領）

平成２１年７月

千代田区

目　　次

1　再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置について 1

2　設置の義務のある方 1

3　設置義務の根拠規定 2

4　設置の基準等 2

5　設置届の提出時期等 2

6　設置届提出時の必要書類 ..... 2～3

7　廃棄物保管場所等の設計方法 ..... 3～6

8　再利用対象物保管場所の設計方法 6

9　保管場所等の維持管理 7

10　事業用建築物及び集合住宅等の完成後の調査 8

11　その他 8

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号）　抜粋24

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月 31 日規則 38 号）　抜粋26

千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に係る要綱 28

千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱 32

１　再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置について

千代田区内に大規模建築物を建設しようとする方（以下「建設者」といいます。）には、当該建築物に、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等[1]の設置（以下「設置」といいます。）が義務付けられています。

また、設置に当たっては、「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」を建築確認申請の前までに、千代田清掃事務所に提出する必要があります。

なお、設置に係る義務等が定められている根拠規定は以下のとおりです。

●千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」といいます。）

●千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「規則」といいます。）

●千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に係る要綱（以下「廃棄物保管場所等設置要綱」といいます。）

●千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱（以下「再利用対象物保管場所設置要綱」といいます。）

●千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要綱

２　設置の義務のある方

（１）設置及び届出義務のある方は以下の建築物の建設者です。

区分	該当要件		設置義務	
事業用建築物	事業用途に供する部分の床面積の合計（延べ床面積）	1,000 ㎡以上	再利用対象物保管場所	必　　須
			廃棄物保管場所等	必　　須
集合住宅等	延べ床面積	1,000 ㎡以上	再利用対象物保管場所	努力義務
			廃棄物保管場所等	必　　須

（２）該当要件の解釈における注意点

大規模建築物（条例第 47 条）は、用途（事業用途、住居用途）に係わらない概念で、建物全体の延べ面積で判断します。一方、事業用大規模建築物（条例第 14 条）は、事業用途に限定した概念です。

例えば、延べ面積が 4,000 ㎡で、事業用途に供する面積が 3,000 ㎡、その他の部分は集合住宅である複合建築物の場合、大規模建築物と事業用大規模建築物の両方に該当し、設置義務は（２）の表から下記のようになります。

区分	設置義務	
事業用途に供する部分	再利用対象物保管場所	必　　須
	廃棄物保管場所等	必　　須
住宅用途に供する部分	再利用対象物保管場所	努力義務
	廃棄物保管場所等	必　　須

[1] 廃棄物保管場所等とは、廃棄物の保管場所及び保管設備です。

※住宅用途部分については、再利用対象物保管場所の設置は努力義務となっていますが、区では多品目の資源回収を実施しており、適正な管理の行う上で再利用対象物保管場所は必須ですので、極力設置するようご協力をお願いいたします。

３　設置義務の根拠規定

区分	設置義務	
事業用建築物	再利用対象物保管場所	条例第 14 条第 6 項、規則第 12 条
	廃棄物保管場所等	条例第 47 条第 1 項、規則第 34 条第 2 項
集合住宅等	再利用対象物保管場所	条例第 47 条第 4 項、
	廃棄物保管場所等	条例第 47 条第 1 項、規則第 34 条第 2 項

４　設置の基準等

再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等（以下「保管場所等」といいます。）の設計に当たっては、規則第 11 条・第 34 条第 3 項、廃棄物保管場所等設置基準要綱、再利用対象物保管場所設置基準要綱の設置基準を踏まえてください。これらの基準はこの冊子にまとめてありますので、この作成要領の内容に従い、千代田清掃事務所と十分に協議を行ってください。

特に、家庭ごみなど、千代田区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、実際の収集業務に支障が生じないようにしてください。

５　設置届の提出時期等

保管場所等の設計内容ついては、区に設置届の提出が必要です。

提出時期は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行ってください。（条例第 14 条第 6 項・第 47 条第 1 項、規則第 12 条・第 34 条第 2 項）

※住居用途部分には、再利用対象物保管場所の設置は努力義務で設置届の義務もありませんが、適正な保管場所を確保するため、事前協議及び設置届の提出をお願いします。

６　設置届提出時の必要書類

（１）再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（正・副）　２部

（２）図面等（再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所等共通）　各２部

①建築物の用途別床面積内訳書

②建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延べ面積等が分かるもの）

③建築物の案内図（地図の写しでも可）・配置図

④建築物の各階平面図

（３）廃棄物保管場所等の関係書類　各２部

①保管場所等の配置（位置）図（各階平面図で確認できれば省略可）及び敷地内運搬車通行道路図

②保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺５０分の１）

③保管場所等の仕様及び面積算定図

④その他保管場所等の設置に関して必要と認める書類（念書等）

（４）再利用対象物保管場所関係書類

（３）①～④に準じた書類　　各２部

7　廃棄物保管場所等の設計方法

（１）建築物の用途と規模を明確にする。

ア　別表１（９頁）の用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。その場合、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分）と区別します。

※共用部分とは…階段・廊下・エレベーター・踊り場等、ある目的の場所に行くために使用する、おおよそごみの排出が想定できない場所をいいます。算定に値する場所であるか否かについては、千代田清掃事務所と十分協議をしてください。

イ　住宅部分の人員数は、原則として別表２（１０頁）の部屋面積別人員数により算定します。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員で算定します。

（２）建築物より発生する廃棄物の量を算定する。

ア　原則として、別表３（１０頁）の施設用途別廃棄物排出基準により算定します。

ただし、事業系について原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物のデータ等がある場合は、千代田清掃事務所の了承を得た上で、そのデータを用いて算定します。

イ　算定に当たっては、家庭廃棄物と事業系廃棄物（事務所・店舗等）を区別します。

ウ　廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられますので、事前に千代田清掃事務所と十分に協議をしてください。

（３）家庭廃棄物及び区の収集運搬業務の提供を受ける事業系廃棄物（原則は、自己処理又は許可業者の収集とする。）の場合は、算定した廃棄物量を、可燃ごみ、不燃ごみに区分し、その割合を算定する。

区分割合は、可燃ごみ９：不燃ごみ１とします。また、容量を重量に換算する場合は、１m^3当たり２５０kgとして換算します。

（４）自己処理や許可業者に委託する場合等区の収集運搬業務の提供を受けない事業系廃棄物は、算定した廃棄物量を、一般廃棄物、産業廃棄物に区分し、その割合を算定する。

廃棄物算定に当たっては原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物のデータ等を用いて算定します。算定できない場合は、一般廃棄物３：産業廃棄物１とします。また、容量を重量に換算する場合は、１m^3当たり２５０kgとして換算します。

（５）廃棄物の収集方法、収集間隔を決める。

ア　家庭廃棄物の収集は区が行います。

事業系廃棄物は原則として自己処理、許可業者（一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者）に委託して行います。

イ　収集間隔は、区の場合は、燃やすごみ：週２回、燃やさないごみ：月２回（平成２２年４月より）、資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）：週１回、プラスチック：週１回となっていま

す。粗大ごみは週１回で事前申込制です。

ウ　許可業者の収集の場合は、契約内容により収集回数や収集形態を決めます。

（６）廃棄物の保管方法を決める。

廃棄物の保管方法は、別表４（１１頁）の大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法の中から決めます。

ア　容器の場合

原則として、６０リットル丸型容器を使用します。

角型容器は、使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要があります。

イ　反転コンテナボックスの場合

容量は、０．７m^3とします。（重量換算は１７５㎏）

【注１】区の収集運搬業務の提供を受ける場合（家庭廃棄物の場合）、不燃ごみには使用できません。

【注２】許可業者に委託する場合は、当該業者が傾倒装置付車両を保有しているか等対応が可能かを確認してください。

ウ　容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる設備としてください。

（７）廃棄物設備の必要数を決める。

ア　家庭廃棄物及び区の収集運搬業務の提供を受ける事業系廃棄物の場合

①　容器の場合

別表５（１２頁）の容器数の算定により算出します。

②　反転コンテナボックスの場合

①に準じて別表５の容器数の算定により算出します。

③　上記以外の場合

千代田清掃事務所にご相談ください。

イ　区の収集運搬業務の提供を受けない事業系廃棄物の場合

①　容器の場合

別表５（１３頁）の容器数の算定により算出します。

②　反転コンテナボックスの場合

①に準じて別表５の容器数の算定により算出します。

③　上記以外の場合

千代田清掃事務所にご相談ください。

（８）廃棄物保管場所の位置・構造等を決める。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性、収集車両等に考慮して決めてください。

ア　廃棄物保管場所の位置・構造

図１（１６頁）から図３（１９頁）の保管場所、容器、反転コンテナボックスの配置例を参考にして決めてください。

イ　廃棄物保管場所の設置基準等

具体的な設置基準等は、廃棄物保管場所等の設置要綱に定めています。

廃棄物保管場所の設置の基準
・他の用途と兼用でないこと。 ・廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。 ・建築物１棟につき、１箇所以上設置すること（各階の保管庫は除く）。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をそれぞれ取りまとめて保管する場合は、この限りではない。 ・家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。 ・廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。 ・運搬車の通行に支障のないこと。 ・幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。 ・同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が６メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。 ・廃棄物保管場所から発生する臭気、換気扇やシャッターなどの機械音など、近隣環境に影響を与えないよう配慮すること。
廃棄物保管場所の構造の基準
・汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にすること。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。 ・換気及び採光ができる構造とすること。 ・運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。 ・出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。 容器を保管設置とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。 ・運搬車がターンテーブル上を通過もしくは停止する場合は、ターンテーブルの仕様を運搬車の荷重に十分に耐えうるものとすること。 ・建築物内部で収集作業を行う場合、運搬車両の排ガスが十分に換気できるよう配慮すること。 ・耐久性があり、周囲と調和する構造であること。 ・床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
廃棄物保管場所の附帯設備の基準
・仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

・廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
・清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
・多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
・必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
・棚を設置する場合は、２段とし、床面から容器設置面までの高さを90㎝から95㎝までの間とすること。

（９）粗大ごみの保管場所を設置する。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性等に考慮して決めてください。

ア　広さは、床面積で最低３㎡以上とします。
イ　原則として、１棟につき１箇所設置します。
ウ　通路と共用にしないでください。

８　再利用対象物保管場所の設計方法

（１）建築物の用途と規模を明確にする。

ア　別表１（９頁）の用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。その場合、廃棄物の排出対象となる有効面積をその他（共用部分）と区別します。
イ　住宅部分の人員数は、原則として別表２（１０頁）の部屋面積別人員数により算定します。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員で算定します。

（２）住居用途部分については、発生する再利用対象物の量及び必要容器数を算定する。

別表６（１４頁）の住居用途部分における再利用対象物に係る容器数算定基準により算定します。

（３）事業用途部分については、保管場所の最低必要面積を算出する。

ア　別表７（１５頁）の事業用途部分における再利用対象物の保管場所最低必要床面積算出基準により算定します。（１万㎡以上の建築物の場合は、３４頁の「再利用対象物の保管場所最低必要床面積計算表」を参考にしてください。）
イ　同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積基準とします。
ウ　用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、千代田清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。

（４）再利用対象物保管場所の位置・構造等を決める。

再利用対象物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全性や効率性等に考慮して決めてください。

ア　廃棄物保管場所の位置・構造

図１（１６頁）から図２（１８頁）の保管場所、容器の配置例を参考にして決めてください。

イ　再利用対象物保管場所の設置基準等

具体的な設置基準等は再利用対象物保管場所の設置基準要綱に定めています。また、廃棄物保管場所等の設置基準要綱の規定（５～６頁）も準用します。

配置等
・保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。 ・保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。 ・保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。 ・再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
構造、付帯設備等
・保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。 ・保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。 ・保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。 ・保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。 ・保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

９　保管場所等の維持管理

再利用対象物及び廃棄物保管場所等は適正に維持管理に努めてください。

廃棄物保管場所等の設置要綱及び再利用対象物保管場所設置要綱に定めている維持管理基準は以下のとおりです。

・大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、再利用対象物保管場所や廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。 ・所有者は、再利用対象物や廃棄物及び粗大ごみの選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。 ・所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、再利用対象物保管場所または廃棄物保管場所等がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。 ・所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

10　事業用建築物及び集合住宅等の完成後の調査

当該建築物の完成時には、千代田清掃事務所による廃棄物保管場所等の調査があります。提出された設置届と相違なく建築されているか、収集車両が通行できるか等の確認・検査です。

実際の完成時期は、提出された設置届とはズレがありますので、建設者は、当該建築物の完成の約１ヶ月前までに千代田清掃事務所に完成時期を連絡してください。

11　その他

計画敷地の接道に近隣住民が利用する集積所があり、集積所を移動させる必要が生じた場合は、事業主は、当該集積所利用者及び町会に移動をしてもらうよう要請すること。

これにより、集積所を廃止、移動した場合、千代田清掃事務所に必ず連絡すること。集積所を新設、廃止、移動に関する相談については、千代田清掃事務所ないし当該計画地内の町会にお問い合わせください。

別表１　用途別床面積内訳書

（１）住居用

階	延床面積	住宅				共用部分面積
		床面積	人員	戸数	総人数	
合計						

（２）事業用

階	延床面積	店舗			事務所				共用部分面積
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
合計									

別表２　部屋面積別人員数

部屋面積	人員数
～20㎡	1.0人
～30㎡	1.5人
～40㎡	2.0人
～50㎡	2.5人
～60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

別表３　施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	１日あたりの排出基準
住宅	0.843kg／人
事務所ビル	0.04kg／㎡
文化・娯楽施設	0.03kg／㎡
店舗（飲食店）	0.20kg／㎡
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08kg／㎡
ホテル	0.06kg／㎡
学校	0.03kg／㎡
病院、診療所	0.08kg／㎡
駐車場	0.005kg／㎡
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

別表４　大規模建築物の種類別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び廃棄物処理方法

<table>
<tr><th rowspan="2">建築物の種類</th><th rowspan="2">建築物の規模等</th><th rowspan="2">廃棄物の種類</th><th colspan="5">廃棄物保管設備の種類</th><th rowspan="2">粗大ごみ集積所</th><th colspan="3">廃棄物処理方法</th></tr>
<tr><th>容器</th><th>反転コンテナボックス</th><th>自動貯留排出機</th><th>車両搭載式コンテナ等</th><th>その他</th><th>区</th><th>自己処理</th><th>許可業者</th></tr>
<tr><td rowspan="4">住居用大規模建築物</td><td rowspan="2">１００戸以上</td><td>可燃ごみ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td rowspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">１００戸未満</td><td>可燃ごみ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td rowspan="2">○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業用大規模建築物</td><td rowspan="2">排出日量1,000 kg以上</td><td>一般廃棄物</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出日量1,000 kg未満</td><td>一般廃棄物</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

別表５　容器数の算定（要綱　第７条第５項の別表３）

（１）住宅用大規模建築物

用　途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量＝Ａ	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
住　宅	燃やすごみ	［　　］人×［　　］kg×０．９×［　3　］日÷［　　］kg＝　①	個	（Ａの①＋Ａの②）×1.4 ＝Ｂ　　個	個
	燃やさないごみ	［　　］人×［　　］kg×０．１×［　13　］日÷［　　］kg＝　②	個		

（２）事業用大規模建築物（区の収集運搬業務の提供を受ける場合）

	燃やすごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．９×［　3　］日÷［　　］kg＝　③	燃やすごみ Ａ　の ③＋⑤＋⑦＋⑨ ＝　　個 燃やさないごみ Ａ　の ④＋⑥＋⑧＋⑩ ＝　　個	（Ａの③～⑩＋）×１．４ ＝Ｂ　　個	個
	燃やさないごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．１×［　13　］日÷［　　］kg＝　④			
	燃やすごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．９×［　3　］日÷［　　］kg＝　⑤			
	燃やさないごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．１×［　13　］日÷［　　］kg＝　⑥			
	燃やすごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．９×［　3　］日÷［　　］kg＝　⑦			
	燃やさないごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．１×［　13　］日÷［　　］kg＝　⑧			
	燃やすごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．９×［　3　］日÷［　　］kg＝　⑨			
	燃やさないごみ	［　　］㎡×［　　］kg×０．１×［　13　］日÷［　　］kg＝　⑩			
		最低必要個数	個	必要個数合計	個

保管場所面積の算定

１　容器保管必要面積	容器の直径又は縦［　　］ｍ×容器の直径又は横［　　］ｍ×容器数［　　］個÷段数［　　］段＝　　㎡						
２　洗浄配水設備面積	㎡	３　作業上必要面積＝（合計－１－２）	㎡	合　　計	㎡	粗大ごみ保管面積	㎡

算定上の注意については 13 頁をご覧ください。

（３）事業用大規模建築物（区の収集運搬業務の提供を受けない場合）

用　途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量＝A	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
	一　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．７５×［　　］日÷［　　］kg＝　①	可燃 A　の　①+③+⑤+⑦+⑨ ＝　　個 不燃 A　の　②+④+⑥+⑧+⑩ ＝　　個	（A の①～⑩+） ×１．４ ＝B　　個	個
	産　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．２５×［　　］日÷［　　］kg＝　②			
	一　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．７５×［　　］日÷［　　］kg＝　③			
	産　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．２５×［　　］日÷［　　］kg＝　④			
	一　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．７５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑤			
	産　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．２５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑥			
	一　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．７５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑦			
	産　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．２５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑧			
	一　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．７５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑨			
	産　廃	［　　］㎡×［　　］kg×０．２５×［　　］日÷［　　］kg＝　⑩			
		最低必要個数	個	必要個数合計	個

保管場所面積の算定

１　容器保管必要面積	容器の直径又は縦［　　］m×容器の直径又は横［　　］m×容器数［　　］個÷段数［　　］段＝　　㎡						
２　洗浄配水設備面積	㎡	３　作業上必要面積＝（合計－１－２）	㎡	合　　計	㎡	粗大ごみ保管面積	㎡

〈算定上の注意〉
１　計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
２　基準要素の総計は、住宅の場合は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
３　収集間隔は、実態により記入する。（区収集は、可燃３日、不燃１３日とする。業者収集については、収集形態不明の場合、可燃３日、不燃６日とする。）
４　容器１個当たりの容量は、原則として１５kg（６０ℓ）を基準とする。
５　個数の算定は、家庭と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合は、（２）のＡの③～⑩、（３）のＡの①～⑩をそれぞれ合算して必要個数等を算出する。
６　Ａは、小数点第２位を四捨五入する。ただし、最低必要個数はＡを切り上げる。必要個数は、Ｂの小数点以下を切り捨てる。
７　予備率は、４０％を確保する。
８　必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

別表６　住居用途部分における再利用対象物に係る容器数算定基準（要綱　第２条（２）の別表２）

再利用対象物	排出量（A）（1人・1日）	人数（B）	建物から排出される量/1日（C）	収集までの日数（D）	1容器当りの重量（E）	（容器の種類）	最低必要個数（F）	必要個数 予備率（1.4）加算後（G）
	排出量（A）×人数（B）×収集までの日数（D）÷1容器当りの重量（E）＝最低必要個数（F）						最低必要個数（F）×1.4＝必要個数（G）	
古　　紙	0.102	人	kg	6日	18.00 kg	コンテナ	個	個
び　　ん	0.022		kg		15.00 kg	コンテナ	個	個
缶	0.009		kg		2.94 kg	コンテナ	個	個
ペットボトル	0.007		kg		1.35 kg	ポリ容器（60㍑）	個	個
プラスチック	0.018		kg		0.99 kg	ポリ容器（60㍑）	個	個
計	0.157						個	個

① 容器保管必要面積	容器の直径又は縦［　　］m×容器の直径又は横［　　］m×容器数［　　］個÷段数［　　］段＝　　㎡					
② 洗浄配水設備面積	㎡	③作業上必要面積（合計－①－②）	㎡	合　　計	㎡	

＜算定上の注意＞
１、１人の１日当りの排出量は、表のとおりとする。
２、最低必要個数（F）は、小数点第２位を四捨五入すること。
３、予備率加算後（G）は、小数点以下を切り捨てること。ただし、(F) と (G) の小数点以上の数値が同数の場合、(G)の小数点以下を切り上げること。
４、ポリ容器の大きさ　　：丸型…容量６０㍑・直径６０cm、　角型…容量６０㍑・３５cm（一辺）×５５cm（一辺）×６０cm（高さ）
５、コンテナ容器の大きさ：３７cm（一辺）×５２cm（一辺）×３２cm(高さ)

別表７　事業用途部分における再利用対象物の保管場所最低必要床面積算出基準

対象延床面積 用途対象	1,000 ㎡以上～3,000 ㎡未満		10,000 ㎡以上			
	1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	50,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	100,000 ㎡ 以上	備　　考
事務所 飲食店 学校 病院・診療所	３㎡以上	４㎡以上	４㎡＋ （延床面積－10,000 ㎡）／ 10,000 ㎡×３㎡　以上	16 ㎡＋ （延床面積－50,000 ㎡）／ 10,000 ㎡×２㎡　以上	26 ㎡以上	「左により算出した値」×「実際の用途別面積÷対象延床面積」
店舗 ホテル	３㎡以上	４㎡以上	４㎡＋（延床面積－10,000 ㎡）／10,000 ㎡×４㎡　以上		40 ㎡以上	同　　上
文化・娯楽施設等	３㎡以上	３㎡以上	3 ㎡＋（延床面積－10,000 ㎡） ／10,000 ㎡×2 ㎡　以上	11 ㎡＋（延床面積－50,000 ㎡） ／10,000 ㎡×１㎡　以上	16 ㎡以上	同　　上

注１：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注２：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注３：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。

注４：対象延床面積が 3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、４㎡以上とすること。

注５：対象延床面積が 10,000 ㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が４㎡未満となった場合の最低必要面積は、４㎡以上とする。

注６：算出にあたっては、小数点第２位を四捨五入すること。

図１　保管場所の配置例

道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上等に持ち出すことのないようにすること。

なお、持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。

具体的には、下図の２つの例を参考にすること。

Ａ図　…　道路に面し、車が進入できる、最良の例（５０戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい）の一つ。

Ｂ図　…　Ａ図がどうしても確保できない場合

注：公道上となりますので、原則、計画地域の町会等に許可を得る必要があります。

（Ａ図）

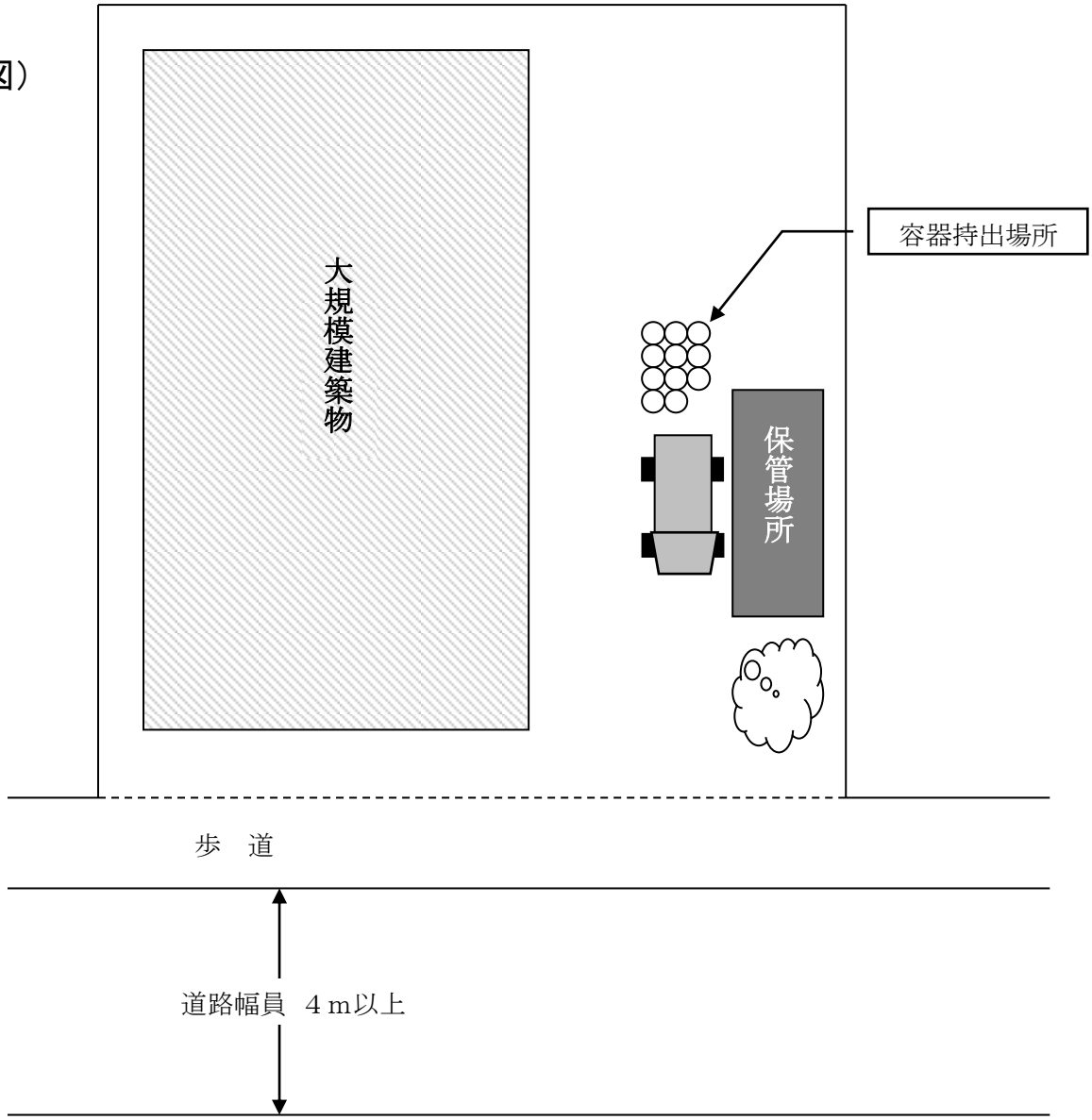

利点　・収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。

・固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることがない。

（Ｂ図）

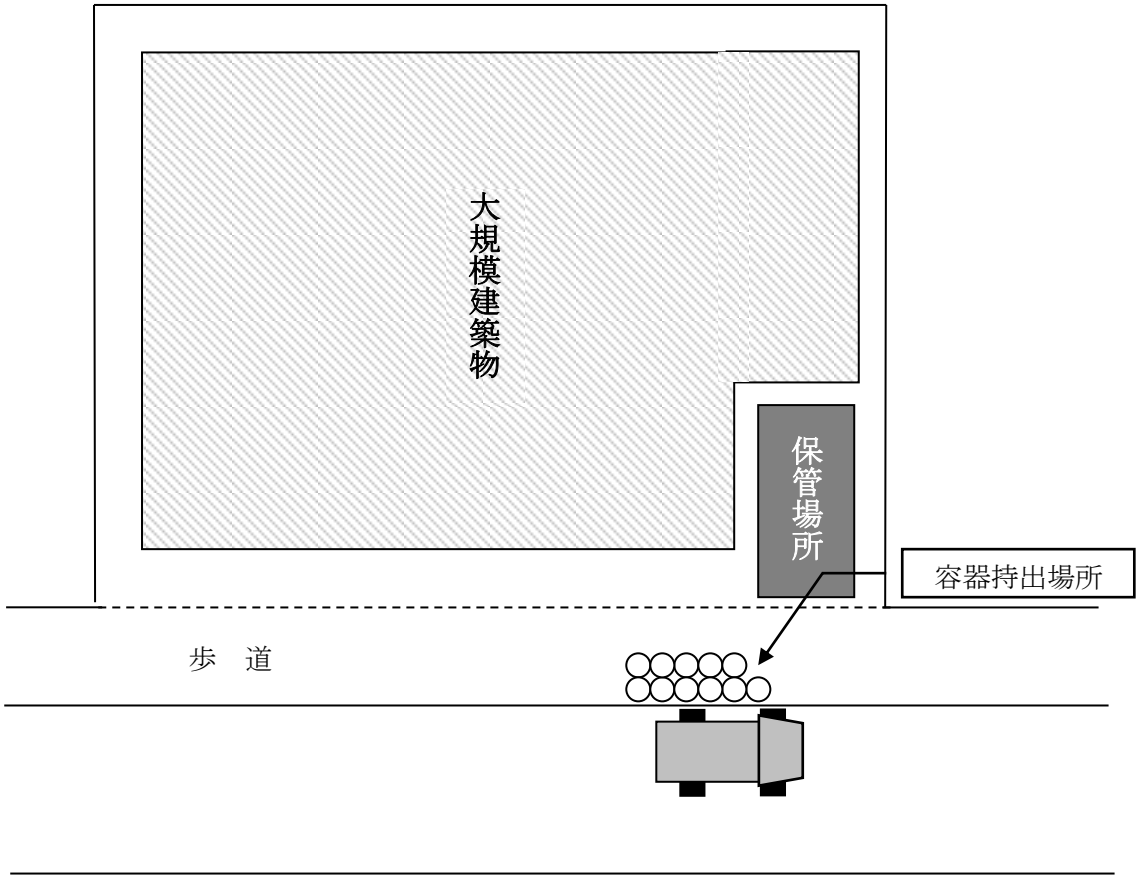

【注：敷地内の車両通路について】

1　運搬車両を建築物内に進入させ通行させる場合は、幅員を３．５ｍ以上、高さ３ｍ以上とし、かつ運搬車両が通り抜けできる道路を確保してください。

2　廃棄物保管場所等を同一敷地内の建築物外に複数設置し、廃棄物を当該敷地内の通路から搬出する場合は、幅員を６ｍ以上とし、かつ運搬車両が通り抜けできる通路を確保してください。

3　傾斜している車両通路については、高さなどに特段の注意を払い設計してください。

4　車両通路は、収集車の大きさ、周辺道路の大きさ等の状況、方向転換するスペース等に十分注意して設計してください。

5　建築物完成後に廃棄物保管場所等の確認・検査がありますが、必要に応じて車両通路に誘導ラインを引くことや、タイヤストッパーの車両停止設備等を設置していただく場合があります。

6　安全対策には十分な配慮をお願いします。

【注：区で使用している収集車両のサイズについて】

区　分	新大型特殊車	小型プレス車	備　　考
荷箱容積	８ｍ^3	４ｍ^3	・新大型特殊車の傾倒装置付車両が反転ｺﾝﾃﾅﾎﾞｯｸｽを収集します。当該車両の全長に 100㎜ を加えてください。 ・製作誤差は、運輸省通達で、全長±50㎜、全幅±30㎜、全高±60㎜ です。
全　　長	6,900ｍｍ	5,250ｍｍ	
全　　幅	2,300ｍｍ	1,850ｍｍ	
全　　高	2,800ｍｍ	2,400ｍｍ	

※許可業者によるごみ収集の場合には、収集車両の大きさ等を許可業者に確認してください。

図２　容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

・丸型ポリ容器（６０リットル）　……　直径６０ｃｍ

・角型ポリ容器（６０リットル）　……　縦３５ｃｍ×横５５ｃｍ×高さ６０ｃｍ

・折畳式コンテナ（古紙、びん、缶用）……　縦３７ｃｍ×横５２ｃｍ×高さ３２ｃｍ

真上から見たイメージ

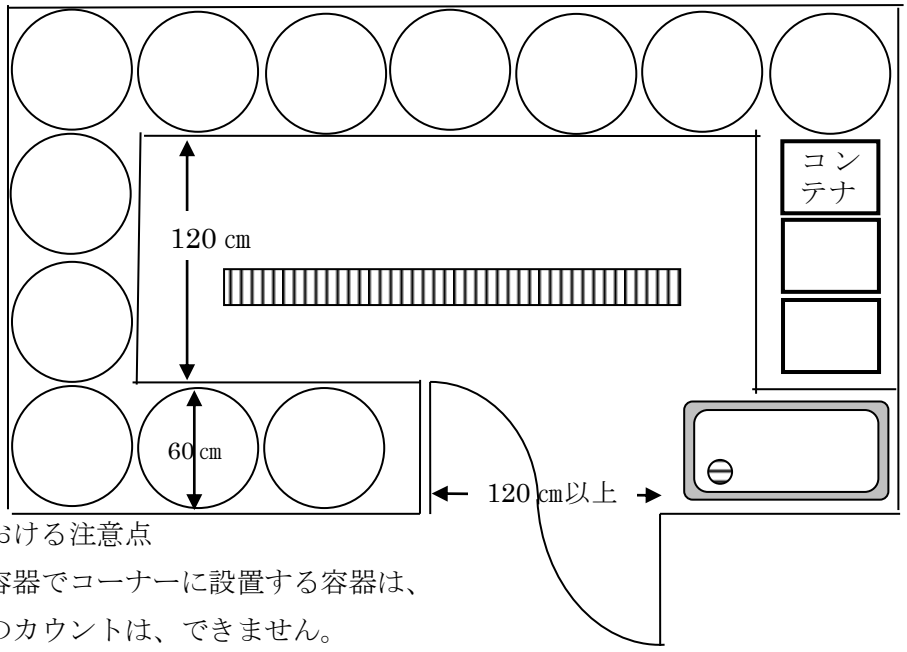

設置における注意点

・角型容器でコーナーに設置する容器は、
　数のカウントは、できません。

・角型容器の設置の場合、容器と容器の間を３㎝程度空けること。

横から見たイメージ

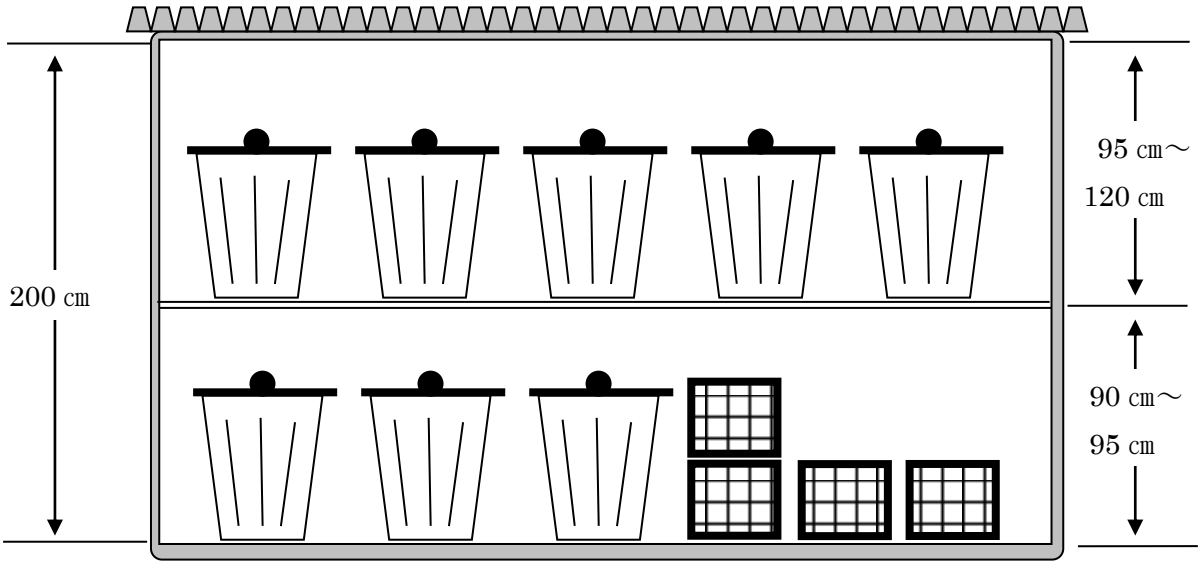

設置における留意点

・原則として、１段構造がよい。２段構造の場合は、棚の高さは 90 ㎝以上 95 ㎝以下であること。

・天井の高さは、２ｍ程度確保すること。また、屋外に設置する場合、屋根等を設けること。

・照明等の採光及び換気口（扇）を設置すること。

図３　容器の配列例

コンテナボックス１０台を設置する場合

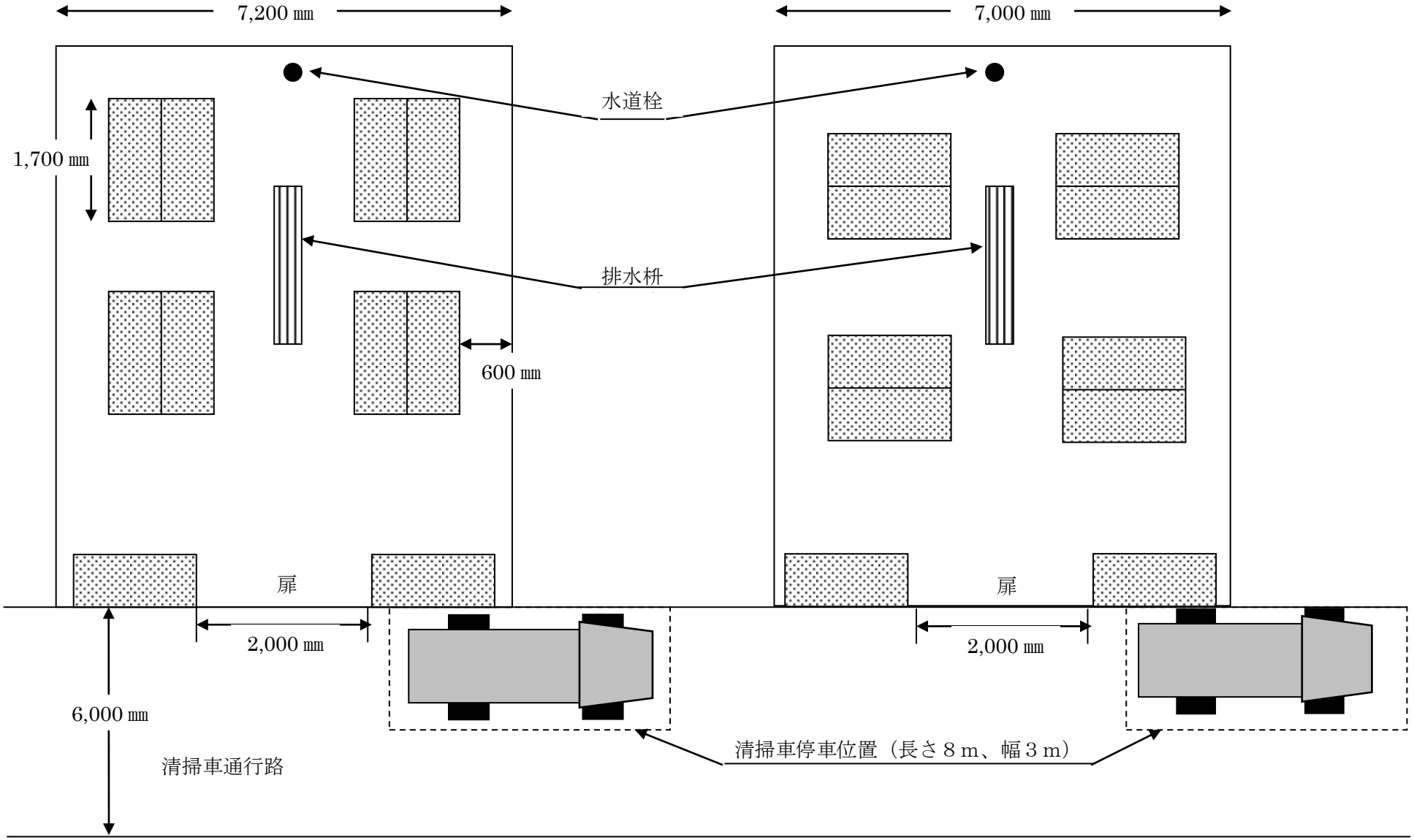

参考図　自動貯留機による方式

1．ドラム方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態－1

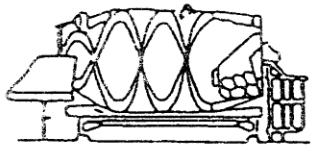

反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態－2

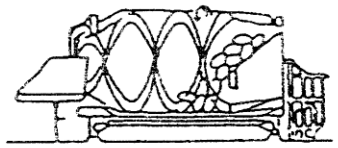

ドラムの回転により、ドラムはごみを引き込み、出口方向へ移送する。

(3) 貯留状態－3

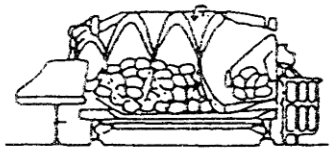

反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態－4（満量）

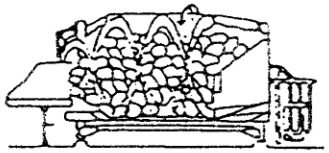

ごみの投入と、ドラムの回転が繰り返しおこなわれ、満量になる。

(5) 排出状態

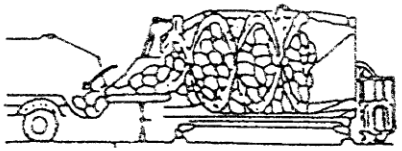

ドラムの回転により、ごみを収集車に積み替える。

2．スクリュ方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態－1

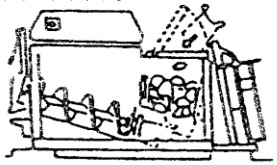

反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態－2

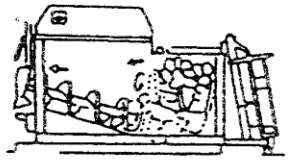

投入スクリュが自動的に定時間作動して、ごみを貯留質の前方へ移送する。

(3) 貯留状態－3

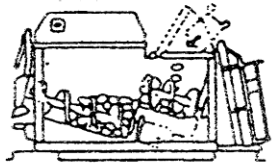

反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態－4（満量）

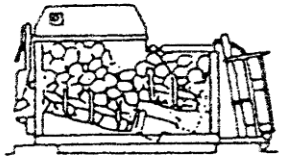

(2), (3) の動作が数回繰り返されて、ごみが満量になる。

(5) 排出状態

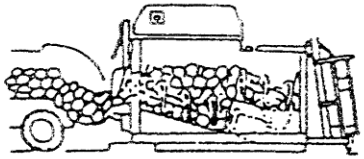

スクリュの回転により、ごみを収集車に積み替える

3．ゴミの投入方式

1．設置階投入型
（定容量バケット方式）

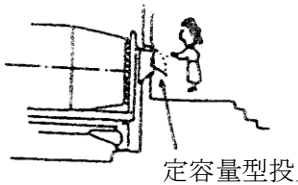

2．設置階投入型　後扉方式

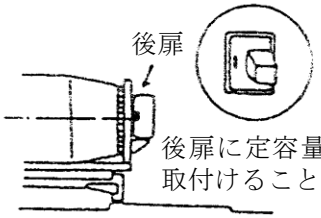

後扉に定容量型投入口を取付けることもできる。

＊後扉には観音開き型と１枚開き型がある

3．設置階投入型
（コンテナ反転投入方式）

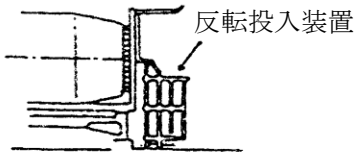

＊コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

参考図　コンパクターコンテナ方式

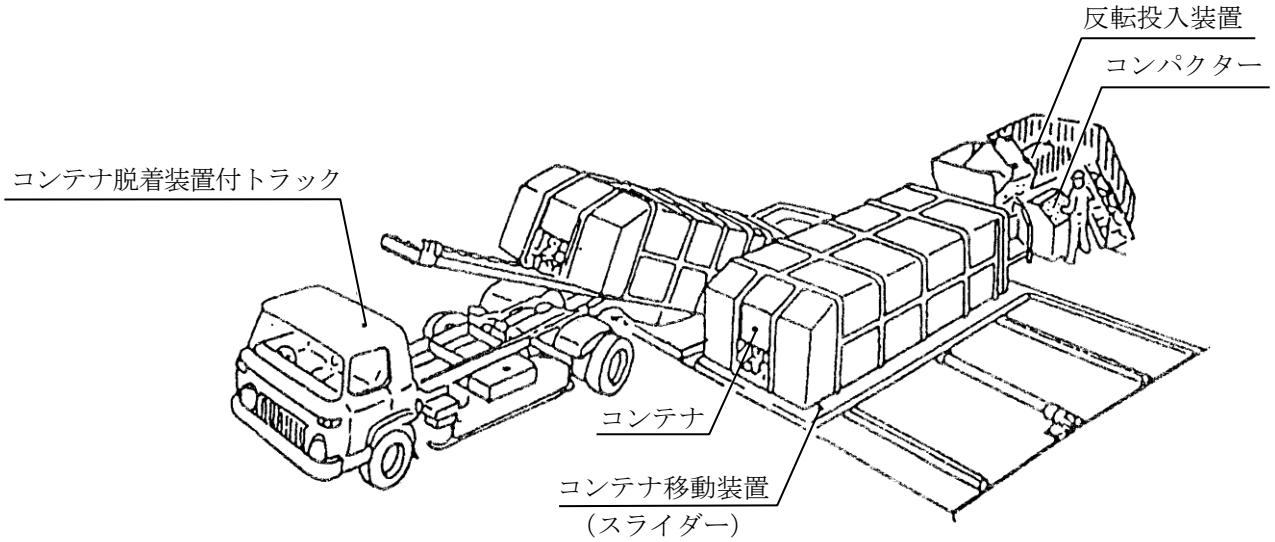

１．反転投入装置により、ゴミを投入する。
２．コンパクターにより、コンテナにゴミを圧入する。
３．圧入されたゴミで満量になったコンテナをコンテナ脱着装置付トラックに積み替える。
４．積み替え後、新たなコンテナをコンテナ移動装置により、定位置にセッティングする。

区収集の場合

念書（例）

私は、　　に建設します建築物（　　）の廃棄物保管場所等に関し、下記事項について遵守することを約束いたします。なお、下記事項のほか、千代田区の収集業務に支障が生じた場合は、区の指示に従い収集業務に適応するよう改善します。

記

1　容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入または、横付けできませんので、ごみ収集当日は、ごみ容器等を別図の配置図・平面図等にある持ち出し場所（ごみ集積所等）のごみ排出時間まで、責任をもって持ち出し、収集終了後は速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。

2　廃棄物及び再利用対象物保管場所、ごみの持ち出し場所（ごみ集積所等）、ごみ容器　等は、常に清潔を保つようにいたします。また、その維持管理については、管理組合及び管理会社の委託を含め、弊社及び管理組合または管理会社双方により責任を持って適正に対応いたします。

3　ごみ容器の取り扱い及びごみ容器集積所の維持管理については、千代田区の収集運搬の遂行に支障のないようにいたします。また、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って速やかに解決することを約束いたします。

4　入居者に対して、資源・ごみの排出方法を周知するとともに、保管場所内の不要物を千代田区の排出ルールに従って区分し、分別収集、資源回収に協力いたします。

5　廃棄物及び再利用対象物の管理にあたっては、区の条例、規則、要綱、その他千代田区一般廃棄物処理計画を遵守いたします。

6　建築物を分譲、または管理を他者に委託した後も、上記の項目に係わる件については、被分譲者及び委託業者に引き継ぐとともに、責任をもって解決いたします。

年　　月　　日

千代田区長　様

建設者　　住所
役職
氏名

業者収集の場合

念書（例）

私は、　　に建設します建築物（　　）の廃棄物保管場所等に関し、下記事項について遵守することを約束いたします。

記

1　廃棄物及び再利用対象物保管場所、ごみの持ち出し場所、ごみ容器等は、常に清潔を保つようにいたします。また、その維持管理については、管理組合及び管理会社の委託を含め、弊社及び管理組合または管理会社双方により責任を持って適正に対応いたします。

2　ごみ容器の取り扱い及びごみ容器の持ち出し場所の維持管理については、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って速やかに解決することを約束いたします。

3　事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、業者による収集といたします。ごみの引き渡し場所（持ち出し場所）は、当該建築物敷地内とし、公道上には置きません。

4　建築物竣工後、速やかに、廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届を提出するとともに、再利用計画書等の提出及び立入検査の実施についても、適切に対応いたします。また、当該建築物の入居事業者に対して、ごみの減量、リサイクルに努めるよう指導、周知いたします。

5　廃棄物及び再利用対象物の管理にあたっては、区の条例、規則、要綱、その他千代田区一般廃棄物処理計画を遵守いたします。

6　一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に関し、行政指導があった場合は、指導内容を忠実に遂行し、適正に改善いたします。

7　建築物を分譲、または管理を他者に委託した後も、上記の項目に係わる件については、被分譲者及び委託業者に引き継ぐとともに、責任をもって解決いたします。

年　　月　　日

千代田区長　様

建設者　　住所
役職
氏名

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例
（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号）　抜粋

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第14条　規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

３　事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

４　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

５　事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

６　事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第15条　区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第１項から第３項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第６項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第16条　区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

２　区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第17条　区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第１項の規定による公表をされた後において、なお、第15条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

（顕彰）

第18条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に積極的に取り組み、顕著な成果を上げた事業用大規模建築物の所有者、廃棄物管理責任者等を顕彰することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第38条　事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

２　前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

３　事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第１項の保管場所に集めなければならない。

第５節　大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第47条　規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その

建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

２　保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

３　区長は、保管場所等について、建設者が前２項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

４　建設者は、当該大規模建築物（事業用大規模建築物を除く。）又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

５　第１項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物及び再利用の対象となる物をそれぞれの保管場所等に集めなければならない。

（罰則）

第73条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（１）～（３）　　略

（４）　第47条第３項の規定による命令に違反した者

第74条　第36条（第43条及び第46条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。

（１）　第47条第１項の規定による届出をしなかった者

（２）　略

（両罰規定）

第76条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月 31 日規則 38 号）　抜粋

（事業用大規模建築物）

第８条　条例第14条第１項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第９条　条例第14条第２項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

２　前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する２以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、１人の廃棄物管理責任者が当該２以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

３　条例第14条第２項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第１号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第10条　条例第14条第３項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（４月１日から翌年の３月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

２　再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第２号様式）により毎年５月31日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第11条　条例第14条第４項及び第６項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

（２）　再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

（３）　再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

（４）　再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

（５）　保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第12条　条例第14条第６項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第３号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第13条　条例第15条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第14条　条例第16条第１項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を区役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

（収集拒否等）

第15条　区長は、条例第17条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第34条　条例第47条第１項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積3,000平方メートル（延べ面積1,000平方メートル以上※）の建築物とする。

※平成21年10月1日以降

２　条例第47条第１項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

３　条例第47条第２項の規則で定める基準は、第25条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

（１）　一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

（２）　保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

４　条例第47条第３項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に係る要綱

千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）第34条第３項第１号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物（粗大ごみ及び再利用対象物を除く。以下同じ。）及び粗大ごみに係る保管場所等の設置基準等について定めるものとする。

（廃棄物保管場所に関する基準）

第２条　廃棄物を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）の設置の基準は次のとおりとする。

（１）他の用途と兼用でないこと。

（２）廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

（３）建築物１棟につき、１箇所以上設置すること（各階の保管庫は除く）。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をそれぞれ取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

（４）家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

（５）廃棄物の搬入、廃棄物を保管する設備（以下「廃棄物保管設備」という。）への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

（６）運搬車の通行に支障のないこと。

（７）幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

（８）同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が６メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

（９）廃棄物保管場所から発生する臭気、換気扇やシャッターなどの機械音など、近隣環境に影響を与えないよう配慮すること。

第３条　廃棄物保管場所の構造の基準は次のとおりとする。

（１）汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。

（２）換気及び採光ができる構造とすること。

（３）運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。

（４）出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。

ア　容器を廃棄物保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。

イ　容器及び自動貯留排出機以外のものを廃棄物保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。

ウ　運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。

（５）運搬車がターンテーブル上を通過もしくは停止する場合は、ターンテーブルの仕様を運搬車の荷重に耐えうるものとすること。

（６）建築物内部で収集作業を行う場合、運搬車両の排ガスが十分に換気できるよう配慮すること。

（７）耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

（８）床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

第４条　廃棄物保管場所の附帯設備の基準は次のとおりとする。

（１）仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された廃棄物保管設備の設置等により、廃棄物

の種類に応じて適切な保管ができること。

（２）廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けるとともに、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

（３）清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

（４）多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

（５）必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

（６）棚を設置する場合は、２段とし、床面から容器設置面までの高さを90センチメートルから95センチメートルまでの間とすること。

（廃棄物保管設備に関する基準）

第５条　廃棄物保管設備の基準は次のとおりとする。

（１）千代田区（以下「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア　容器の場合

（ア）規則第20条第１項に規定する基準に適合すること。

（イ）容量は、なるべく60リットル以下とすること。

イ　特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

（ア）容量は、0.7立方メートルとすること。

（イ）大きさは、次のとおりとすること。

本　体	横　幅	1,360±10ミリメートル
	奥行き	590±10ミリメートル
	高　さ	890±10ミリメートル
傾倒軸	長　さ	1,574±10ミリメートル
	高　さ	685±10ミリメートル

（ウ）材質は、ＦＲＰ又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとすること。

（エ）折りたたみ式のふたを付けること。

（オ）底部に、ストッパー付旋回車輪４個及び栓付の排水口を取り付けること。

（カ）運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ　自動貯留排出機の場合

（ア）特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

（イ）容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

（ウ）構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

（エ）運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。

（オ）運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

（カ）原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

（キ）運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

（２）区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア　容器の場合

前号アの基準に準じること。

イ　反転コンテナの場合

前号イの基準に準じること。

ウ　自動貯留排出機の場合

前号ウの基準に準じること。

エ　車両搭載式コンテナの場合

（ア）容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
（イ）運搬車に適合する仕様であること。
（ウ）密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
オ　その他の設備の場合
（ア）容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
（イ）取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

第６条　廃棄物保管設備の選定基準は、原則として次のとおりとする。
（１）区の収集運搬業務の提供を受ける場合
ア　住宅が100戸未満の場合
容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、反転コンテナは、可燃ごみのみとする。
イ　住宅が100戸以上の場合
反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。ただし、反転コンテナは、可燃ごみのみとする。
（２）区の収集運搬業務の提供を受けない場合
ア　廃棄物の排出量が１日に1,000キログラム未満の場合
前条第２号に掲げる設備とすること。
イ　廃棄物の排出量が１日に1,000キログラム以上の場合
容器及び反転コンテナ以外の設備とすること。
２　区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するとき並びに区の運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機及び車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

（廃棄物の排出量の算定基準）

第７条　廃棄物の排出量は、原則として別表１の基準を用いて算出するものとする。ただし、清掃事務所長の承認を得た場合は、この基準によらずに原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物の排出状況等を勘案して算出することができる。
２　住宅部分の人員数は、原則として別表２の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。
３　可燃ごみ及び不燃ごみの割合は、家庭廃棄物及び区の収集運搬業務の提供を受ける事業系廃棄物の場合は、９対１とする。
４　区の収集運搬業務の提供を受けない事業系廃棄物の場合は、清掃事務所長の承認を得た上で、一般廃棄物と産業廃棄物の各々の量を原則、他の自治体が認めた客観性のある建築物の排出状況等を勘案し算出する。ただし、過去のデータがない場合は、３対１とする。
５　必要容器数は、前各項の規定により算出した排出量に基づき、別表３により算出した容器個数以上とする。
６　廃棄物の体積を重量に換算する場合は、１立方メートルを250キログラムとする。

（粗大ごみ集積所の設置基準）

第８条　粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）の設置基準は、次のとおりとする。
（１）粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、十分収納できる面積であること。ただし、最低３平方メートル以上とすること。
（２）建築物１棟につき、１箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
（３）通路と共用でないこと。

（廃棄物保管場所等の維持管理等）

第９条　廃棄物保管場所及び廃棄物保管設備並びに粗大ごみ集積所（以下「廃棄物保管場所等」という。）の維持管理等については、次のとおりとする。

（１）大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に廃棄物保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは当該建築物の利用者に協力を求め、指導を行うこと。

（２）所有者は、廃棄物及び粗大ごみの選別及び分別並びに運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

（３）所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、廃棄物保管場所等がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

（４）所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、廃棄物保管場所等に所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、当該設備を適正に管理すること。

附　則

この要綱は、平成21年７月１日から施行する。

別表１

施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	１日あたりの排出基準
住宅	0.843kg／人
事務所ビル	0.04kg／㎡
文化・娯楽施設	0.03kg／㎡
店舗（飲食店）	0.20kg／㎡
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08kg／㎡
ホテル	0.06kg／㎡
学校	0.03kg／㎡
病院、診療所	0.08kg／㎡
駐車場	0.005kg／㎡
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

別表２

部屋面積別人員数

部屋面積	人員数
～20㎡	1.0人
～30㎡	1.5人
～40㎡	2.0人
～50㎡	2.5人
～60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱

千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号。以下「規則」という。）第11条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準等について定めるものとする。

（保管場所の面積の算出基準）

第２条　規則第11条第２号の基準は、次のとおりとする。

（１）事業用大規模建築物に設置する保管場所については、別表１により算出した面積以上とすること。

（２）事業用大規模建築物を除く大規模建築物に設置する保管場所については、別表２により算出した保管容器の個数以上を確保するよう努めること。

（保管場所の設置等に関する基準）

第３条　保管場所の設置、構造、付帯設備及び維持管理の基準は、次の各号に定めるところによるほか、千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱（平成12年４月１日12千環千清第91号）第３条から第５条までの規定を準用する。

（１）設置

ア　運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。

イ　引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ　屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

エ　再利用対象物の選別及び分別並びに、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

（２）構造及び付帯設備

ア　耐久性を考慮した構造とすること。

イ　廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

ウ　再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

エ　換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

オ　内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

（３）維持管理

ア　大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは当該建築物の利用者に協力を求め、指導を行うこと。

イ　所有者は、再利用対象物の選別及び分別並びに運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

ウ　所有者は、大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所がこの要綱に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

エ　所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

附　則

この要綱は、平成21年７月１日から施行する。

別表１

別表２　＜省　略＞

別表１　再利用対象物の保管場所最低必要床面積計算表（計算式は１万㎡以上の建築物のときに使用してください。）

対象延床面積 ＼ 用途	1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	（Ⅰ）各用途別対象延床面積	10,000 ㎡以上 （Ⅱ）建築物すべてがその用途とした場合の最低必要面積 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡以上	50,000 ㎡未満 100,000 ㎡未満	100,000 ㎡以上	（Ⅲ）１棟に占める用途別割合式 a.b.c/d	（Ⅳ）最低必要面積（Ⅱ）×（Ⅲ）
事務所	3 ㎡以上	4 ㎡以上		4 ㎡＋ (d −10,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 3 ㎡ ＝ ㎡	16 ㎡＋ (d −50,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 2 ㎡ ＝ ㎡	26 ㎡以上	(a)/(d)	㎡
飲食店								
学校								
病院・診療所								
小計			a	4 ㎡＋ (d −10,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 4 ㎡ ＝ ㎡	4 ㎡＋ (d −10,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 4 ㎡ ＝ ㎡	40 ㎡以上	(b)/(d)	㎡
店舗	3 ㎡以上	4 ㎡以上						
ホテル								
小計			b					
文化・娯楽施設等	3 ㎡以上	3 ㎡以上	c	3 ㎡＋ (d −10,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 2 ㎡ ＝ ㎡	11 ㎡＋ (d −50,000 ㎡)/10,000 ㎡ × 1 ㎡ ＝ ㎡	16 ㎡以上	(c)/(d)	㎡
合計			d					㎡以上

注１　対象延床面積は、共用部分を除くこと。　注２　主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。　注３　対象述床面積が１万㎡未満の複合建築物の最低必要床面積は、4 ㎡以上とする。

注４　１万㎡以上で用途が単一な建築物の場合……

① 該当する用途の対象述床面積を（Ⅰ）欄に記入し、その数値を合計（d）にも記入してください。

② ①の数値を（Ⅱ）欄の用途と面積が該当する計算式の（d）に記入し計算（小数点第３位四捨五入）してください。

③ ②の数値の小数点第２位を四捨五入して（Ⅳ）欄に記入してください。……この数値が再利用保管場所最低必要床面積となります。

注５　１万㎡以上で用途が複合する建築物の場合……

① 各用途別の対象延床面積を（Ⅰ）欄に記入し、合計した数値を（d）に記入してください。

② ①の数値を（Ⅱ）欄の各用途と面積が該当する計算式の（d）に記入し計算（小数点第３位四捨五入）して下さい。ただし（d）が十万㎡以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。
この数値が、各用途別に対象述床面積（d）があるものと仮定し、算出した各々の最低必要床面積となります。

③ （Ⅰ）の各用途別の面積（a）（b）（c）と合計面積（d）を（Ⅲ）欄の（a）～（d）の該当するところに記入してください。……これが、１棟に占める用途別の割合となります。

④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第２位を四捨五入して（Ⅳ）欄に記入し、合計して下さい。……この数値が保管場所最低必要床面積となります。

memo

発行
千代田区千代田清掃事務所
〒101-0021
千代田区外神田１丁目１番６号
電　話（３２５１）０５６６
ＦＡＸ（３２５１）４６２７